

最良執行方針 新旧対照表

平成 23 年 12 月 21 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、当社のお取扱いの対象とは致しません。</p>	<p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(2) グリーンシート銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」については、当社のお取扱いの対象とは致しません。</p>
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自分で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</p> <p>上場株券等</p> <p>当社においては、お客様の上場株券等に係る注文は、速やかに当社が取扱い行う国内の金融商品取引所市場に取り次ぐものとし、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>金融商品取引所市場のみを指定する注文のうち売買立会時間外に受注した委託注文は、金融商品取引所市場の売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐものとします。</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し当社が自分で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。</p> <p>上場株券等</p> <p>当社においては、お客様の上場株券等に係る注文は、速やかに当社が取扱い行う国内の金融商品取引所市場に取り次ぐものとします。ただし、お客様が、PTS(私設取引システム)での執行をご指示する場合は、PTSにおいて執行致します。</p> <p>金融商品取引所市場のみを指定する注文のうち売買立会時間外に受注した委託注文は、金融商品取引所市場の売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐものとします。</p> <p>PTSのみを指定する注文のうち売買立会時間外に受注した委託注文は、PTS の売買立会が再開された後に PTS に取り次ぐものとします。</p>

新	旧
(削除)	<p><u>(3) 金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または会員となつていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者または会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。</u></p>